

## 単位の認定方針、卒業の認定及び学位の授与について

単位の認定及び卒業の認定については、学則に定めている。学位については、学位規程に定めている。

また、成績の評価の詳細は履修規程に定めている。

### 作新学院大学女子短期大学部学則（抜粋）

#### 第5章 教育課程、履修方法

##### （授業科目）

第23条 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

##### （単位の計算方法及び各授業科目の授業期間）

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教職に関する科目の「保育・教職実践演習（幼）」については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 教育実習、保育実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。その他の実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

3 第1項第1号から第3号の授業を多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる。

4 第1項第1号、第2号及び前項の授業を外国において履修させることができる。

##### （単位の授与）

第25条 授業科目を履修し、本学則で定める授業時数の3分の2以上出席し、その試験に合格した者には、所定の単位をあたえる。

##### （試験の評価）

第26条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可とし、可以上を合格とする。

#### 第6章 卒業等

##### （卒業の要件）

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62

単位以上を取得しなければならない。

(卒業の認定)

第28条 学長は、本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の卒業を認定するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(学位の授与)

第29条 学長は、前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(資格及び免許状)

第30条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

| 学 科   | 資格及び免許状の種類       |
|-------|------------------|
| 幼児教育科 | 幼稚園教諭2種免許状・保育士資格 |

2 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

3 保育士資格を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定で、厚生労働省告示第198号に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

作新学院大学女子短期大学部学位規程

(目的)

第1条 この規程は、作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び作新学院女子短期大学部学則（以下「本学学則」という。）に基づき、必用な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

幼児教育科 短期大学士（幼児教育）

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学長が、本学学則の定める卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。

(学位授与の時期)

第 4 条 短期大学士の学位を授与する時期は、3 月または 9 月とする。

(学位名称の使用)

第 5 条 本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。

短期大学士（幼児教育・作新学院大学女子短期大学部）

(学位記の様式)

第 6 条 学位記は、別に定める様式によるものとする。

(学位の取消)

第 7 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学位を取り消すことができる。

2 前項の議決は、教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学則の準用)

第 8 条 その他本学学位規程に定めるもの以外は、本学学則の定めるところによるものとする。

作新学院大学女子短期大学部履修規程（抜粋）

(履修授業科目修了の認定)

第 7 条 履修授業科目の修了の認定は、試験によって行う。

(試験の種類)

第 8 条 試験は、定期試験（各期末）、追試験及び再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

2 通年科目の試験は学年末に行う。ただし、中間評価のために前期末に試験を行うことがある。

(試験の方法)

第9条 試験は、原則として授業担当者が筆記試験で行う。ただし、授業科目によっては、学習報告、提出作品、実技試験及びその他の方法により行うことがある。

2 試験の日程、時間及び教室等は、その都度公示する。

(試験時間)

第10条 試験時間は、原則として90分とする。ただし、授業科目によっては試験時間を変更して行うことができる。

2 試験開始から20分以上の遅刻は入室を認めない。また、30分以内の退室も認めない。

(受験資格)

第11条 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しない。

(1) 第5条に定める履修届の承認を得ていない者（履修届が不備で届出が無効になった者を含む。）

(2) 特別な理由なしに学則で定める授業時数に対し出席時数が3分の2に達していない者

(3) 授業料その他学納金等の未納者

(成績の評価及び表示)

第15条 授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項成績評価は、5段階評価とし次の基準により表示する。

- (1) 秀 100点から90点まで
- (2) 優 89点から80点まで
- (3) 良 79点から70点まで
- (4) 可 69点から60点まで
- (5) 不可 59点以下

3 前項の成績評価に対して GP (Grade Point) 与え次の基準により表示する。

| 成績 | GP | 点数          |
|----|----|-------------|
| 秀  | 4  | 100点から90点まで |
| 優  | 3  | 89点から80点まで  |
| 良  | 2  | 79点から70点まで  |
| 可  | 1  | 69点から60点まで  |
| 不可 | 0  | 59点以下       |

4 「秀」評価は成績上位10%程度を目安とする。

5 第13条第2項により、再試験を行った場合の評価は可又は不可とする。

6 成績評価が不可の場合は、その授業科目の単位を認定しない。

#### (GPA の算出)

第16条 前条の規定による成績評価に対し、次ぎの方法で GPA (Grade Point Average) を算出する (小数点以下第3位を四捨五入)。

$$\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1 + \text{不可の単位数} \times 0}{\text{総履修登録単位数}}$$

#### (GPA の活用)

第17条 前条により算出された GPA は、以下のように活用される。

- (1) 学位記授与式の代表学生選抜については、GPA の高い学生が優先される。
- (2) 各学期の GPA が 2 未満であった学生には、担任から学習指導を実施する。
- (3) 各学期の GPA が 1 未満であった学生には、退学勧告を行うことができる。
- (4) 各学期の GPA が 1.5 未満であった学生には、各種実習辞退の勧告を行うことができる。